

調査計画

1 調査の名称

木材流通統計調査（木材流通構造調査）

2 調査の目的

木材流通構造調査は 周期年調査（5年周期）により、工場（製材、合単板、LVL（単板積層材）、集成材、CLT（直交集成板）、プレカット及び木材チップ工場）、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者）を調査対象として、木材（素材、製材品、合単板、LVL、集成材、CLT、プレカット及び木材チップ）の仕入先別仕入量、出荷先別出荷量等の把握を行い、木材の量的なフロー（流通量）を明らかにするとともに、木材の加工・流通全般にかかる各段階の取引額等について把握し、木材流通構造改善施策等の推進に資することを目的として実施する。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 調査票（Ⅰ）〔製材工場用〕

日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」に属する事業所

イ 調査票（Ⅱ）〔合単板工場用〕

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「単板（ベニヤ）製造業」及び「合板製造業」に属する事業所

ウ 調査票（Ⅲ）〔LVL工場用〕

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「合板製造業」に属する事業所でLVLの生産を行う事業所

エ 調査票（Ⅳ）〔プレカット工場用〕

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「建築用木製組立材料製造業」に属する事業所

オ 調査票（Ⅴ）〔集成材工場用〕

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「集成材製造業」に属する事業所

カ 調査票（Ⅵ）〔CLT工場用〕

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「集成材製造業」に属する事業所でCLTの生産を行う事業所

キ 調査票（Ⅶ）〔木材流通業者用〕

産業分類に掲げる中分類「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」のうち、「木材・竹材卸売業」に属する事業所

ク 調査票（Ⅷ）〔木材チップ工場用〕

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「木材チップ製造業」に属する事業所

4 報告を求める者

(1) 数

- 合計 約 2,150 (母集団 約 15,330)
- ア 調査票 (Ⅰ) [製材工場用]
約 440 (母集団 約 4,910)
- イ 調査票 (Ⅱ) [合単板工場用]
約 90 (母集団 約 190)
- ウ 調査票 (Ⅲ) [L V L工場用]
約 20 (母集団 約 20)
- エ 調査票 (Ⅳ) [プレカット工場用]
約 260 (母集団 約 730)
- オ 調査票 (Ⅴ) [集成材工場用]
約 70 (母集団 約 170)
- カ 調査票 (Ⅵ) [C L T工場用]
約 10 (母集団 約 10)
- キ 調査票 (Ⅶ) [木材流通業者用]
約 1,000 (母集団 約 7,900)
- ク 調査票 (Ⅷ) [木材チップ工場用]
約 260 (母集団 約 1,400)

(2) 選定の方法 (■全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

ア 製材工場、合単板工場、集成材工場及び木材チップ工場

直近の木材統計調査基礎調査で用いる「工場一覧表」を母集団名簿として、系統抽出の方法により報告者を選定する(抽出方法は、別添「木材流通構造調査の標本設計について」を参照)。

イ プレカット工場及び木材流通業者

直近の木材流通構造調査において作成した母集団リストを基に、総務省の事業所母集団データベース(経済産業省が実施する工業統計調査又は、総務省及び経済産業省が実施する経済センサスー活動調査であって直近に行われたものが同内容の情報として最新のものである場合にあっては、当該調査結果情報)を活用するなどにより新設、休廃業等の状況を把握し、平成30年12月31日現在において事業を行っている「調査対象一覧表」を母集団名簿として、系統抽出の方法により報告者を選定する(抽出方法は、別添「木材流通構造調査の標本設計について」を参照)。

ウ L V L工場及びC L T工場

直近の木材統計調査基礎調査で用いる「工場一覧表」を母集団名簿とし、工場数が少なく、分散が大きいため、全数調査とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 製材工場(調査票(Ⅰ))

法人番号、素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、製材品の販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

イ 合単板工場(調査票(Ⅱ))

法人番号、素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、他社からの材料(単板)の入荷先別

入荷量及び仕入金額、合板の販売先別出荷量及び販売金額、単板の販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

ウ LVL工場（調査票（Ⅲ））

法人番号、素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、他社からの材料（単板）の入荷先別入荷量及び仕入金額、LVLの販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

エ プレカット工場（調査票（Ⅳ））

法人番号、材料の入荷先別入荷量及び仕入金額、販売先別出荷坪数及び販売金額、受注先別賃加工坪数及び賃加工金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

オ 集成材工場（調査票（Ⅴ））

法人番号、材料（ラミナ）の入荷先別入荷量及び入荷金額、集成材の販売先別出荷量及び出荷金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

カ CLT工場（調査票（Ⅵ））

法人番号、材料（ラミナ）の入荷先別入荷量及び入荷金額、CLTの販売先別出荷量及び出荷金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

キ 木材流通業者（調査票（Ⅶ））

法人番号、素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、輸入製品の入荷先別入荷量及び仕入金額、製材品の販売先別販売量及び販売金額、合板の販売先別販売量及び販売金額、LVLの販売先別販売量及び販売金額、集成材の販売先別販売量及び販売金額、CLTの販売先別販売量及び販売金額、木材チップの販売先別販売量及び販売金額

ク 木材チップ工場（調査票（Ⅷ））

法人番号、原料の入荷先別入荷量及び入荷金額、木材チップの販売先別出荷量等及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(2) 基準となる期日又は期間

平成30年12月31日現在

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査組織

農林水産省（本省）－地方農政局等（注）－報告者

（注）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖繩総合事務局（農林水産センターを含む）をいう。

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他）

ア 統計調査員が調査票を配布し、回収する自計申告調査により行う。

ただし、自計調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による面接調査により実施する。

なお、報告者の協力が得られる場合は、郵送又はオンライン（電子メール）により調査票を回収する。オンラインによる調査票の回収は本省の職員が行い、審査については地方農政局等の職員が行う。

イ 地方農政局等の職員が調査票を郵送し、郵送又はオンライン（電子メール）により回収する自計申告調査により行う。オンラインによる調査票の回収は本省の職員が行い、審査については地方農政局等の職員が行う。

7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
5年
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
調査票の配布：平成31年1月上旬
調査票の回収：平成31年2月15日

8 集計事項

前記5の(1)に掲げる事項について、前記6により得られた結果を、農林水産省において、下記のとおり、工場（製材、合単板、LVL、集成材、CLT、プレカット及び木材チップ）、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者）別に集計し、全国結果を作成する。

(1) 製材工場

- ア 素材の入荷先別入荷量
- イ 素材の入荷先別仕入金額
- ウ 製材品の販売先別出荷量
- エ 製材品の販売先別販売金額
- オ 工場残材の販売先別出荷量等
- カ 工場残材の販売先別販売金額

(2) 合単板工場

- ア 素材の入荷先別入荷量
- イ 素材の入荷先別仕入金額
- ウ 材料（単板）の入荷先別入荷量
- エ 材料（単板）の入荷先別仕入金額
- オ 合板の販売先別出荷量
- カ 合板の販売先別販売金額
- キ 単板の販売先別出荷量
- ク 単板の販売先別販売金額
- ケ 工場残材の販売先別出荷量等
- コ 工場残材の販売先別販売金額

(3) LVL工場

- ア 素材の入荷先別入荷量
- イ 素材の入荷先別仕入金額
- ウ 材料（単板）の入荷先別入荷量
- エ 材料（単板）の入荷先別仕入金額
- オ LVLの販売先別出荷量
- カ LVLの販売先別販売金額
- キ 工場残材の販売先別出荷量等
- ク 工場残材の販売先別販売金額

(4) プレカット工場

- ア 材料の入荷先別入荷量
- イ 材料の入荷先別仕入金額
- ウ 販売先別出荷坪数

- エ 販売先別販売金額
 - オ 受注先別賃加工坪数
 - カ 受注先別賃加工金額
 - キ 工場残材の販売先別出荷量等
 - ク 工場残材の販売先別販売金額
- (5) 集成材工場
- ア 材料（ラミナ）の入荷先別入荷量
 - イ 材料（ラミナ）の入荷先別入荷金額
 - ウ 集成材の販売先別出荷量
 - エ 集成材の販売先別出荷金額
 - オ 工場残材の販売先別出荷量等
 - カ 工場残材の販売先別販売金額
- (6) C L T工場
- ア 材料（ラミナ）の入荷先別入荷量
 - イ 材料（ラミナ）の入荷先別入荷金額
 - ウ C L Tの販売先別出荷量
 - エ C L Tの販売先別出荷金額
 - オ 工場残材の販売先別出荷量等
 - カ 工場残材の販売先別販売金額
- (7) 木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者別）
- ア 素材の入荷先別入荷量
 - イ 素材の入荷先別仕入金額
 - ウ 輸入製品の入荷先別入荷量
 - エ 輸入製品の入荷先別仕入金額
 - オ 製材品の販売先別販売量
 - カ 製材品の販売先別販売金額
 - キ 合板の販売先別販売量
 - ク 合板の販売先別販売金額
 - ケ L V Lの販売先別販売量
 - コ L V Lの販売先別販売金額
 - サ 集成材の販売先別販売量
 - シ 集成材の販売先別販売金額
 - ス C L Tの販売先別販売量
 - セ C L Tの販売先別販売金額
 - ソ 木材チップの販売先別販売量
 - タ 木材チップの販売先別販売金額
- (8) 木材チップ工場
- ア 原料の入荷先別入荷量
 - イ 原料の入荷先別入荷金額
 - ウ 木材チップの販売先別出荷量等
 - エ 木材チップの販売先別販売金額
 - オ 工場残材の販売先別出荷量等
 - カ 工場残材の販売先別販売金額

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

概要及び詳細とも、インターネット（農林水産省ホームページ及び e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

結果の概要を平成 31 年 8 月末までに公表し、その詳細については逐次公表する。

10 使用する統計基準

調査の範囲の確定において、日本標準産業分類を使用する。

なお、調査結果の表章については、工場及び流通業者別の出荷量、入荷量等を集計することから産業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

ア 調査票の原票：3 年

イ 調査票の内容を収録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）

木材流通構造調査の標本設計について

1 母集団について

- (1) 製材工場、合単板工場及びLVL工場、集成材工場、CLT工場及び木材チップ工場直近の木材統計調査基礎調査の「工場一覧表」を母集団名簿として用いる。
- (2) プレカット工場及び木材流通業者

直近の木材流通構造調査において作成した母集団リストを基に、総務省の事業所母集団データベース（経済産業省が実施する工業統計調査又は総務省及び経済産業省が実施する経済センサスー活動調査であって直近に行われたものが同内容の情報として最新のものである場合にあっては、当該調査結果情報）を活用するなどにより調査対象事業所の新設、休廃業等の状況を整理し、平成30年の12月31日現在において事業を行っている「調査対象一覧表」を母集団名簿として用いる。

2 規模階層区分について

以下のとおり規模階層区分を行う。なお、LVL工場及びCLT工場は工場数が少なく全数調査のため、階層区分は行わない。

- (1) 製材工場、合単板工場、集成材工場及び木材チップ工場

木材統計調査基礎調査の母集団リストの工場ごとの木材取扱量（製材工場は素材消費量、単板工場は単板用素材入荷量、普通合板工場は普通合板生産量、特殊合板工場は特殊合板生産量、集成材工場は集成材生産量、木材チップ工場は木材チップ生産量、以下同じ）の多い方から順に配列した後、木材取扱量がかげ離れて大きい事業所を大規模階層、それ以外を標本階層とする。

また、標本階層については、以下の工場別規模階層区分に基づき階層区分を行う。

ア 製材工場

大規模階層	200,000 m ³ 以上
第1階層	50,000 m ³ 以上 200,000 m ³ 未満
第2階層	20,000 m ³ 以上 50,000 m ³ 未満
第3階層	20,000 m ³ 未満

イ 単板工場

大規模階層	100,000 m ³ 以上
第1階層	50,000 m ³ 以上 100,000 m ³ 未満
第2階層	10,000 m ³ 以上 50,000 m ³ 未満
第3階層	10,000 m ³ 未満

ウ 普通合板工場

大規模階層	200,000 m ³ 以上
第1階層	50,000 m ³ 以上 200,000 m ³ 未満
第2階層	10,000 m ³ 以上 50,000 m ³ 未満
第3階層	10,000 m ³ 未満

エ 特殊合板工場

大規模階層	100,000 m ³ 以上
-------	---------------------------

- 第1階層 30,000 m³以上 100,000 m³未満
- 第2階層 10,000 m³以上 30,000 m³未満
- 第3階層 10,000 m³未満

オ 集成材工場

- 大規模階層 100,000 m³以上
- 第1階層 40,000 m³以上 100,000 m³未満
- 第2階層 10,000 m³以上 40,000 m³未満
- 第3階層 10,000 m³未満

カ 木材チップ工場

- 大規模階層 50,000 t 以上
- 第1階層 20,000 t 以上 50,000 t 未満
- 第2階層 5,000 t 以上 20,000 t 未満
- 第3階層 5,000 t 未満

なお、直近の木材統計調査基礎調査以降、調査年までに新規に創業を開始した工場については、新規調査階層に区分する。

(2) プレカット工場

直近の木材流通構造調査において把握した工場については、同調査の工場ごとの木材取扱量（材料入荷量、以下同じ）の多い方から順に配列した後、木材取扱量がかげ離れて大きい事業所を大規模階層、それ以外を標本階層とする。

また、標本階層については、以下の工場別規模階層区分に基づき階層区分を行う。

プレカット工場

- 大規模階層 60,000 m³以上
- 第1階層 8,000 m³以上 60,000 m³未満
- 第2階層 5,000 m³以上 8,000 m³未満
- 第3階層 5,000 m³未満

なお、直近の木材流通構造調査以降、調査年までに新規に創業を開始した工場については、新規調査階層に区分する。

(3) 木材流通業者

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者別に、直近の木材流通構造調査において把握した事業所については、同調査の事業所ごとの木材取扱量（素材仕入量、製材品、合板、集成材及び木材チップ販売量を合計した量、以下同じ）の多い方から順に配列した後、木材取扱量がかげ離れて大きい事業所を大規模階層、それ以外を標本階層とする。

また、以下の事業所別規模階層区分に基づき階層区分を行う。

ア 木材市売市場

- 大規模階層 150,000 m³以上
- 第1階層 50,000 m³以上 150,000 m³未満
- 第2階層 30,000 m³以上 50,000 m³未満
- 第3階層 20,000 m³以上 30,000 m³未満
- 第4階層 20,000 m³未満

イ 木材センター

- 大規模階層 60,000 m³以上
- 第1階層 20,000 m³以上 60,000 m³未満
- 第2階層 10,000 m³以上 20,000 m³未満
- 第3階層 10,000 m³未満

ウ 木材販売業者

大規模階層 500,000 m³以上

第1階層 20,000 m³以上 500,000 m³未満

第2階層 5,000 m³以上 20,000 m³未満

第3階層 5,000 m³未満

なお、直近の木材流通構造調査以降、調査年までに新規に事業を開始した事業所については、新規調査階層に区分する。

3 標本の大きさの算定について

業種別の標本の大きさ (n) は次の式により算出する。(標本階層における階層毎の標本配分は最適配分によることとする。)

$$n = \frac{\left(\sum_{j=1}^L N_j \sigma_j \alpha_j \right)^2}{\mu^2 (N - N_0)^2 C'^2 + \sum_{j=1}^L \frac{N_j^2 \sigma_j^2}{N_j - 1}} + N_0$$

N : (当該業種の)母集団の大きさ

N_j : 標本階層のうちの各階層の大きさ

N_0 : 大規模階層の大きさ

L : 標本階層のうちの階層の数

μ : 標本階層における1事業所当たりの平均木材取扱量

σ_j : 標本階層のうちの各階層における標準偏差

但し、

$$\alpha_j = \sqrt{\frac{N_j}{N_j - 1}}$$

但し、

$$C' = C(0.05) \times \frac{T}{T - T_0}$$

T : 当該業種に係る木材取扱量計

T_0 : 当該業種の大規模階層に係る取扱量

C : 目標精度

4 標本の抽出について

(1) 統計部長は、都道府県別の標本を決定し、地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長(以下「地方農政局等の長」という。)に通知する。

以下のとおり標本の抽出を行う。

ア 製材工場

製材工場の工場一覧表を用い、「2 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出する。

イ 合単板工場

単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の工場一覧表を用い、それぞれ、

「2 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出する。

ウ LVL工場

1の(1)の母集団に基づき、全数調査とする。

エ プレカット工場

規模階層別に母集団名簿を用いて、「2 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により抽出する。

また、新設工場については全てを調査とする。

オ 集成材工場

集成材工場の工場一覧表を用い、「2 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出する。

カ CLT工場

1の(1)の母集団に基づき、全数調査とする。

キ 木材流通業者

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者ごとに規模階層別に母集団名簿を用いて、「2 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により抽出する。

また、新設事業所については全てを調査とする。

ク 木材チップ工場

木材チップ工場の工場一覧表を用い、「2 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出する。

(2) 地方農政局等の長は、前述(1)により通知のあった標本事業所の廃業等の状況を確認の上、調査対象名簿を作成し、統計部長が定める期日までに統計部長に送付する。

5 精度計算等について

(1) 目標精度

利活用上の支障が生じないように、調査対象品目のうち最も取扱量が多い製材用素材の全国入荷量について、標準誤差がおおむね百万 m^3 以内となるよう目標精度を5%に設定した。

(2) 標準誤差率

以下の項目ごとに「標準誤差/推定値」により算出する。

製材工場	→	製材品出荷量
合単板工場	→	普通合板出荷量 特殊合板出荷量
プレカット工場	→	プレカット材料入荷量
集成材工場	→	集成材出荷量
木材流通業者	→	木材製品販売量
木材チップ工場	→	木材チップ販売量

なお、LVL工場及びCLT工場については、全数調査のため精度計算は行わない。